



学童保育所の利用料金を 助成します(令和8年4～9月分)

問こども・若者政策課(石部保健センター)

TEL0748-76-4701 FAX0748-77-7019

保護者の負担軽減を図るため、学童保育所の利用料金の一部を助成しています。

■助成対象 市内の学童保育所を利用し、就学援助制度において準要保護世帯と認定されている児童の保護者

■助成額 利用料金の2割を上限とします。

■申請期限 9月30日(水)

申請方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

令和9年度 学童保育所の 入所者を募集します！

問こども・若者政策課(石部保健センター)

TEL0748-76-4701 FAX0748-77-7019

保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中に保育する人がいない児童を預かる、学童保育所の令和9年度の入所児童を募集します。

令和9年度の入所申込から、申込者数が定員を超えた場合は、選考基準に基づき入所者を決定します。

申込方法・選考基準の詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ



湖南くらし応援券の利用は お早めに！

問企画調整課(東庁舎)

TEL0748-71-2316 FAX0748-72-2000

湖南くらし応援券の使用期間は9月30日(水)までです。

使用期限を過ぎると使用ができませんので、お忘れのないよう早めにご利用ください。

受取がまだの人は問まで

令和8年3月1日時点で湖南市に住民登録がある全ての人に湖南くらし応援券を4月から配付しています。

受取がまだの人は問でお渡しをしています。詳しくは問へお問い合わせください。

集団けん診の予約が始まります

問健康政策課(保健センター)

TEL0748-72-4008 FAX0748-72-1481



市ホームページ

けん診で自分の身体のことを知ろう！

■内容 成人健診・特定健診・胃がん検診(バリウム)・肺がん検診

※対象など詳しくは市ホームページをご確認ください。

■申込期間

●予約フォーム:10月3日(土)午前0時～13日(火)午後11時59分

●電話:10月3日(土)～13日(火) 平日午前9時～午後4時30分

■集団けん診日程表

実施日	実施日程	場所・受付時間
11月	4日(水)	■場所 保健センター(夏見) ■受付時間 午前9時～11時40分 午後1時～1時55分
	5日(木)	
	6日(金)★	
	8日(日)★	
	9日(月)★	
	10日(火)	

※★マークある日のみ午後受付もあり



予約フォーム

平成25年8月以降に湖南省で生活保護を受けていた皆さんへ

☎福祉政策課(東庁舎) TEL0748-71-2327 FAX0748-72-3788

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付を行います。

■対象世帯

- ①平成25年(2013年)8月から平成30年(2018年)9月までの間に生活保護を受給したことがある世帯
- ②平成30年(2018年)10月から令和8年(2026年)3月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、下記に該当する世帯
 - ・一定期間、病院や施設などに入院・入所していた人がいる世帯
 - ・障害者加算、毎年12月に支給される期末一時扶助などが支給された世帯 など

※現在、生活保護を受給していない世帯も上記の条件に当てはまる場合は対象になります。

※亡くなられた人は追加給付の対象にはなりません。

■支給額 最高裁判決を踏まえて見直された生活扶助基準で新たに算定した生活保護費と見直し前の生活扶助基準で算定した生活保護費との差額

■申請方法

申請書、本人確認書類、世帯全員の戸籍謄本など書類の提出が必要です。

詳細は市ホームページをご覧ください。☎へお問い合わせください。

※令和8年3月1日時点で生活保護を受給している世帯については、申請不要です。

湖南省から送付する保護追加給付決定通知書をご確認ください。

※対象者に対して湖南省から個別に追加給付の申請の案内をすることはありません。

※過去に複数の自治体で生活保護を受給していた世帯は、生活保護を受給していたそれぞれの自治体に申請を行う必要があります。

■申込期間 令和9年7月30日(金)まで ※郵送の場合は令和9年7月31日(土)必着

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター

TEL0120-179-445(フリーダイヤル)

■受付時間 平日午前9時から午後5時まで
(令和8年10月までは土、日、祝日も開設)



市ホームページ



最高裁判決を踏まえた
保護費の追加給付相談センター(厚生労働省)

屋外広告物クリーンキャンペーン

☎都市政策課(東庁舎) TEL0748-71-2348 FAX0748-72-7964

国土交通省では、毎年9月1日～10日を「屋外広告物適正化旬間」としています。

市では平成29年4月1日から湖南省屋外広告物条例を施行し、市内で一定規模以上の広告物を提出するには許可が必要となります。期間中はエリアを絞って重点的にパトロールし、違法広告物に対して指導を行います。

屋外広告物は落下事故など、公衆に危害を及ぼすおそれがありますので、日頃から安全点検・安全性向上に努めましょう。

屋外に広告物を提出される場合や許可申請をされていない広告物がある場合は、

☎までお問い合わせください。





「手話の日」「手話言語の国際デー」に ブルーライトアップを実施します

問障がい福祉課(東庁舎)

TEL0748-71-2364 FAX0748-72-3788

9月23日(水・祝)の「手話の日」「手話言語の国際デー」に市役所東庁舎をブルーライトアップします。

あわせて点灯式も開催しますので、お気軽にご参加ください。

●点灯式について

■日時 9月23日(水・祝)午後6時30分～7時
※事前申込不要

■場所 市役所東庁舎 正面玄関

■ライトアップ期間

9月23日(水・祝)～30日(水)

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

こなんTeachers(湖南省生涯学習 人財バンク)の登録者を募集しています

問生涯学習課(西庁舎)

TEL0748-77-6250

FAX0748-77-6253

こなんTeachersは、さまざまな経験やスキルなどを持っている人材(または団体)を人財バンクに登録し、市民からの学習依頼に応じて学習機会を提供する、「教えたい」と「学びたい」をつなぐ事業です。

こなんTeachersに登録していただける人(講師)を募集しています。

■申込方法

市ホームページからお申し込みください。

※講師登録するには一定の条件があります。

詳細は市ホームページをご確認ください。

興味がある、話を聞いてみたい人は問へお問い合わせください。

こなんTeachers



市ホームページ

令和8年度家庭教育講座

問生涯学習課(西庁舎)

TEL0748-77-6250

FAX0748-77-6253

「ミュージック・ケア～リズムに合わせて親子で身体を動かそう～」

■日時 10月17日(土)

第1部 午前10時～10時50分(抱っここの赤ちゃんからよちよち歩きの子まで)

第2部 午前11時～11時50分(しっかり歩ける子)

■場所 菩提寺まちづくりセンター

■講師 日本ミュージック・ケア協会
ミュージック・ケアワーカー

■対象 未就学児と保護者(市内在住・在勤・在園の人)

■定員 各部15組※応募多数の場合は抽選

■参加費 無料

■申込方法 申込フォームから、
9月25日(金)までにお申し込み
ください。



申込フォーム

甲西文化ホール・石部文化ホール の窓口変更のお知らせ

問甲西文化ホール

TEL0748-72-2133

FAX0748-77-6253

月曜日休館(月曜日が祝日の時は翌日)

10月1日(木)から令和10年2月29日(火)まで甲西文化ホールの改修工事のため、受付、チケット販売窓口を移転します。

※電話番号は変更ありません。

■変更後 生涯学習課(西庁舎2階)

■窓口受付時間

火曜日～日曜日

午前9時～午後4時45分

※月曜日は今まで通り休業となり月曜日が祝日の場合は翌日が休業となります。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほど
よろしくお願いします。

交通事故などで保険診療を受けた場合は30日以内に届出を！

問保険年金課〔東庁舎〕 TEL0748-71-2324(国保係) 0748-76-2688(後期高齢者医療・福祉医療・年金係) FAX0748-72-2460
滋賀県後期高齢者医療広域連合 TEL077-522-3013

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けたケガや病気などの医療費は、本来、加害者が負担することが原則ですが、届出により国民健康保険または後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。

この場合、国民健康保険または滋賀県後期高齢者医療広域連合が一時的に治療費を立替え、後日、加害者に請求します。警察に届けると同時に保険年金課にも届出をしてください。届出に必要な書類についてはお問い合わせください。

また、医療機関を受診する際には、必ず、「第三者行為によるものである」と伝えてください。

【第三者行為の例】

- 交通事故(自転車の事故も含む)
- 暴力行為によるケガ
- 他人の飼い犬にかまれた
- 他人から提供された食事で食中毒にあったなど

※30日を過ぎて届出された場合、窓口担当者より理由を伺います。

※加害者から治療費を受け取ったり、示談したりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合があります。また、被害者自身が思いがけない負担を負うおそれがありますので、示談をする前にお早めに問へ相談してください。

※勤務中や通勤途中での事故や不法行為(飲酒運転など)による事故は対象外です。

新しい農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します

問農業委員会事務局〔東庁舎〕(農林振興課内) TEL0748-71-2362 FAX0748-72-7964

市議会の同意を得て、新しい農業委員14人が市長から任命されました。また、農地利用最適化推進委員8人が農業委員会会長から委嘱されました。

農業委員会では農地転用等農地法に基づく業務をはじめ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への集積・集約化、新規就農者への支援活動など農地利用の最適化に関する活動を行っています。

今後、活動いただく委員の皆さんを紹介します。(敬称略)

会長 上田 和子

職務代理者(副会長) 山中 清伸

■農業委員(議席順)

1 坂田 清美	8 山中 昭
2 吉田 博司	9 高田 薫
3 木田 泰人	10 山中 清伸
4 樋口 宏	11 高畑 学
5 山元 一彦	12 望月 義治
6 西尾 孝	13 小島 博子
7 上田 和子	14 大久保 亨

■農地利用最適化推進委員(区域別)

第1区(甲西中学校区)

井上 弘光
武村 功

第3区(甲西北中学校区)

勝村 耕作
深谷 博
岡本 文雄

第2区(石部中学校区)

山本 規夫
三大寺照夫

第4区(日枝中学校区)

谷口 三彦

●農業委員の任期 令和8年7月20日～令和11年7月19日

●農地利用最適化推進委員の任期 令和8年7月21日～令和11年7月19日



中学生・高校生・大学生必見！ こなんSDGsカレッジ2026参加者大募集！



市ホームページ 申込フォーム

企画調整課 まちづくり協働推進室(東庁舎) TEL0748-71-2315 FAX0748-72-2000

「こなんSDGsカレッジ」は、中学生・高校生・大学生が主役のプログラムです。

湖南省でのフィールドワークやワークショップを通じて、自分のやりたいことや地域との関わり方を見つけ、新たな自分やまちの可能性を追求します。

年齢に関係なく皆さんで協力して活動するので、中学生も安心して参加できます。

市は修了生をグローカリスト※に認定しており、商品開発、絵本作成、市民交流イベント企画など多方面で活躍しています。

仲間づくりや将来の夢、進路探しにぜひご参加ください！

※グローカリスト…グローバルな視点を持ち、ローカルな湖南省で新しい価値を創造するロールモデル(模範)となる人。

■対象 主に市内に在住・在学の中学生・高校生、市内に在住または近隣の大学生

■定員 30人程度(お友達もぜひお誘いください)

■参加費 無料(会場までの交通費は自己負担)

■活動期間

1日目:10月17日(土)午前9時30分～午後6時30分

2日目:10月18日(日)午前9時30分～午後5時

(どちらも午前9時受付開始)

※内容は一部変更になる場合があります(一部・途中参加も可)

■活動内容 湖南省内の企業・団体と連携した体験学習や地域交通についてのワークショップなどを予定しています。詳細は市ホームページをご覧ください。

■応募方法 10月9日(金)までに、申込フォームから申し込みください。



▲昨年度の様子(集合写真)



▲昨年度の体験の様子(リサイクル体験)

昨年度までの活動は市ホームページをご覧ください。

「甲賀市・湖南省障がい者合同就職面接会」 出展企業・事業所を募集します

企画 商工観光労政課(共同福祉施設)

TEL0748-71-2332 FAX0748-72-4820

就職を希望する障がい者と採用を希望する市内企業・事業所との就職面接会を開催するにあたり、出展を希望する企業・事業所を募集します。

■日時 11月12日(木)

■時間 午後1時～3時30分

(受付時間:午後0時30分～午後3時)

■場所 甲賀市碧水ホール

(甲賀市水口町水口5671番地)

■対象企業・事業所 市内を就業場所とし、所轄のハローワークに障がい者の求人申込をしているまたは申込が見込まれる企業・事業所

■募集期間 9月1日(火)～9月11日(金)

■募集企業・事業所数

15社程度

(甲賀市10社、湖南省5社程度)

※応募企業多数の場合は抽選

※応募方法など詳細については、市ホームページでご確認ください。



市ホームページ

9月10日は下水道の日です



企画 上下水道課(東庁舎別棟)

TEL0748-71-2366 FAX0748-72-2332

●公共下水道へ接続してください

公共下水道が使えるようになった区域では、法律により3年以内に下水道接続することが義務づけられています。家庭や事業所から排出される汚水をきれいにして自然に返すため、公共下水道へ接続しましょう。

下水道が使えるようになった後、水洗便所に改造する人は、工事費に応じて融資が受けられます。金融機関から受ける資金融資返済のうち、利子分を市が負担します。

詳しくは☎へお問い合わせください。

●宅内桝を掃除していますか

主に台所からの排水を受ける宅内桝(防臭桝)は、固形物や油分が堆積し排水管が詰まりやすくなります。

日頃から清掃するようにしてください。

●絶対に流さないで！

水に溶けない紙・オムツ・布製品などを流すと下水道本管が詰まります。

絶対に流さないでください。



すすめ! みんなのSDGs



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

湖南省は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

9月は同和問題啓発強調月間です

滋賀県では、9月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。

同和問題とは、日本社会の歴史的な身分制度に基づく差別が原因で、日本国民の一部が現在も基本的人権を侵害されている問題のことです。近年、湖南省においても差別的な発言が起きており、(例えば「同和地区がどのあたりにあるのか」、「日常生活で差別につながるあだ名で呼ぶ」などといった行為)、これらは深刻な人権問題となっています。

同和問題は今もなお根強く残っており、インターネット上での部落差別を助長する書き込みや、結婚差別、就職差別などが深刻な社会問題となっています。

湖南省では、差別意識の解消をめざし、市民や行政職員、企業が正しい知識を身につけるための人権講座を毎年開催しています。また、啓発月間や啓発週間には、市内の量販店などで啓発活動を行っています。

すべての人の人権が尊重される社会をつくるためには、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他人の人権についても正しく理解し、多様性を認め合うことが大切です。知らないままにせず、正しい知識を身に付け、身近なことから人権について考え、行動しましょう。

9月17日(木)の午後4時から5時まで、イオンタウン湖南店、平和堂石部店・甲西店、フレンドマート菩提寺店で街頭啓発を実施します。

問人権擁護課(東庁舎) TEL0748-71-2322 FAX0748-72-3788



松浦
市長の

スマイルバトン



北海道比布(ぴっぷ)町と聞くと、私の年代では、テレビCMを思い出す方もおられるかもしれません。

明治28(1895)年、現在の下田地区から谷定徳氏を団長とする20戸が北海道へ集団移住したことが、比布町開拓の始まりでした。当時は、人口増加に伴い農地が不足。北海道の開拓は、野原を切り開き、厳しい寒さと向き合いながら、家を建て、畑を作る・・・しかもその作業には今のような重機はなく、私には計り知れない苦難であったと思います。

平成6(1994)年。比布町100周年を機に「ふるさと訪問団」が、当時の甲西町を訪れたのが交流の始まりでした。友好交流都市提携を結んだのもこのときです。

「スキーといちごのまち」比布町からは、毎年、湖南省に町長をはじめご一行様が来てくださいます。いつも明るい笑顔と共に、「この交流の一番の財産は、人」だと思える時間をくださいます。

遠く離れてはいますが、「湖南省は比布町の心のふるさと」という思いで、湖南省を大切にしてくださっています。「距離が遠いまち」ではなく、友好交流都市という言葉以上に「親戚のようにお互いを思い合えるまち」という感覚でしょうか。

今年は、湖南省から比布町を訪れる企画が、湖南省観光協会主催で計画されています。お互いのまちの魅力を学び合い、このご縁を大切に、これからも両市町の交流が末永く続くことを願っています。



▲(左から1人目)北海道比布町議会 議長 佐藤康則さん
(左から2人目)北海道比布町 町長 村中一徳さん
(右から1人目)湖南省議会 議長 細川ゆかりさん



湖南省 心のサポーター 養成研修

「身近な人のSOSを見逃がしたくない」
「小さくても、何か自分にできることをしたい」

心のサポーター研修は、そんなあなたのための2時間です。

受講費用

無料



心のサポーターとは？

身近な人の心の不調に気づき、耳を傾け、「てあて」ができる人です。
メンタルヘルスやうつ病、不安などの精神疾患への正しい基本「知識」と「理解」を
持ち、家族や同僚などの身近な人を支えられる「傾聴」のやり方を学びます。

日時	9月16日（水）午後2時～4時
場所	保健センター（夏見）1階 多目的室
定員	30人
申込方法	9月11日（金）までに申込フォームよりお申し込みください。



申込フォーム

上記の日付で参加できない場合

地域や学校、企業などの集まりに保健師が講師になり研修を行っています。

受講料は無料です。ぜひお申し込みください。

※開催1か月前までにお申し込みください。

※参加者は5人以上で、日時はできるだけ平日昼間でお願いします。

詳しくは☎までお問い合わせください。

9月10日～16日は「自殺予防週間」です

国では、毎年9月10日の「世界自殺予防デー」から始まる1週間（9月10日～16日）を自殺対策基本法において「自殺予防週間」と定めています。

この時期は、夏休み明けで全国的に子どもや若者の自殺が増える傾向にあります。また、滋賀県では、働き盛り年代の自殺が増える時期でもあります。

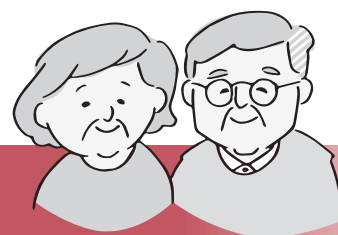
悩みがあるとき・困っているときは☎または厚生労働省ホームページより
ご相談ください。

相談することで少しほっとできるかもしれません。



「まもろうよ ころ」
厚生労働省ホームページ

認知症へのイメージ、新しくアップデートしませんか？



認知症になっても 私らしい暮らしは続いていく



認知症になっても、趣味を楽しみ、買い物に出かけ、地域で活動しながら暮らしている人がたくさんいます。
できないことを少し支え合えば、**できることや、やりたいこと**を続けていくことができます。



ご存知ですか？新しい認知症観

知っておきたい3つの新しい常識

1

「できること」は
たくさん残っている



認知症は少しずつ進行しますが、
その人らしさや経験、得意なことまで
失われるわけではありません。

2

「特別な人」ではなく
「誰にでも起こりうること」



高齢化が進む今、認知症は誰にでも
起こりうる病気です。自分や家族、
友人にも関係するかもしれません。
身近な自分ごととして考えることが
大切です。

3

「可哀想な人」ではなく
「地域を共につくる仲間」



支えられるだけでなく、経験や知恵
を生かして地域で活躍している人も
います。住みなれた地域で仲間など
とつながりながら自分らしく暮らし
続けることができます。

私たちにできること



知る

認知症を正しく理解することから
始めましょう。



見守る・声をかける

街中で困っているような人がいたら、
「何かお手伝いしましょうか？」と
優しく声をかけます。



サポーターになる

誰でも気軽に参加できる
「認知症サポーター養成講座」が
地域で開催されています。

「認知症サポーター」とは、認知症について正しい知識を持ち、地域で認知症の人や家族をできる範囲で温かく見守る「応援者」です。市では「認知症サポーター養成講座」を実施しています。

1グループ5人以上で申し込みいただけます。詳しくは[図](#)へ。